

# 児童手当制度改正のお知らせ

令和6年10月分（12月支給分）から児童手当制度が一部改正されます。  
改正内容は以下のとおりです。

| 改正点                  | 令和6年9月分まで（改正前）                                                                                                                                                                                       | 令和6年10月分から（改正後）                                                                                                                     |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支給対象                 | 15歳年度末まで                                                                                                                                                                                             | 18歳年度末まで                                                                                                                            |
| 所得制限                 | 所得制限・所得上限あり                                                                                                                                                                                          | 所得制限なし                                                                                                                              |
| 支給額                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 一律15,000円</li> <li>3歳以上小学校修了前 第1子、2子：10,000円 第3子以降：15,000円</li> <li>中学生 一律10,000円</li> <li>特例給付 一律5,000円</li> </ul> ※特例給付とは、受給者の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 第1子、2子：15,000円 第3子以降：30,000円</li> <li>3歳～18歳年度末 第1子、2子：10,000円 第3子以降：30,000円</li> </ul> |
| 第3子以降<br>加算の算定<br>対象 | 18歳年度末まで                                                                                                                                                                                             | 22歳年度末まで<br>（19歳～22歳年代※1の子については、親等が生計費の経済的負担※2がある場合）                                                                                |
| 支給月                  | 6月・10月・2月（年3回）<br>※各前月までの4か月分を支給                                                                                                                                                                     | 4月・6月・8月・10月・12月・2月（年6回）<br>※各前月までの2か月分を支給                                                                                          |

※1：19歳～22歳年代：平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ

※2：食費、家賃等生活費、学費、扶養にとっている、国民年金保険料を負担している 等

◇今回の制度改正について、対象と思われる世帯には既に通知いたしましたが、南部町に住民登録のない高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）の児童がいる場合、町では把握が出来ません。該当すると思われる方は、児童手当受給のための手続きが必要になりますので、必要書類を町ホームページからダウンロード、または子育て支援課までご連絡をお願いします。

## 保育所の新規入所申込について

来年4月からお子様を保育所等へ入所を希望する保護者の方に申込書を配布します。

【配布期間】 令和6年10月15日(火)～31日(木) 午前8時30分～午後5時 ※土日を除く

【配布場所】 南部町役場子育て支援課（分庁舎1階） ☎64-4830（直通）

【入所説明会】 富河保育所：11月14日(木) 午後1時30分 分庁舎2階 会議室

米 保 育 所：11月14日(木) 午後1時30分 分庁舎2階 会議室

2園合同で行います。

※町立保育所以外に入所を希望する方は、直接その施設へお問い合わせ願います。

【提出期限日】 令和6年11月29日(金) 南部町役場子育て支援課 まで ※入所説明会でも受付可

【対象者】 ・南部町に住所がある就学前の児童

・下記の条件を満たし、保育の必要性が認められる場合

【保育の必要性の基準】 保育所に入所できる児童は、その保護者が次のいずれかに該当する場合です。

- ・就労している場合 ・求職活動をしている場合 ・妊娠中や出産後間もない場合
- ・病気や怪我、心身に障害がある場合 ・家族を常に介護・看護する必要がある場合
- ・地震や火災などの災害復旧に当たっている場合 ・就学をしている場合
- ・虐待やDVの恐れがある場合 ・育児休暇取得中で既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合 ・その他、町長が認めるもの

【保育料について】

3歳以上児（令和4年4月1日以前に生まれた子）は保育料無償（給食費は有償）

3歳未満児は保育料無償化（※）の対象ではありませんが、本町独自の子育て支援策『就園児童支援金』により支払い済みの保育料の5割分が助成されます。

※保護者の所得や第2子等の条件により、保育料が免除になる場合があります。